## 新潟県条例第1号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

別におするなれたでした。 ままなエナンポの 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場 合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	(岩)
	(知)
	(盤)
規宅成な供与のこと定地が完結するのことを優地に名すでといいたを考えるあにての対対をあるののますがある。のはまするの話語はる。	租 措 28 第 9 8 第 9 8 第 9 8 第 9 9 8 第 28 第 28
	24
	(始)
	(報)
規定する 宅地の造 成が優良 なた地の 供給に寄 与するも いての認 にとにつ いての認 に対する 審査	(報)
規定する 完地の造 なが優良 な完地の 中するも のである ことにつ いての認 に対する 審査	(報)

		(器)																							
		(器)																							
		(盤)																							
すでとての対荷																									
をあるる あるのい いっと といっこ との の の の の の の の の の の の の の の い の い り い り	(盤)	(器)																							
	鱼	40																							
																	無無	5年	三統	6	でま	<b>集</b> 法	) 1/3×	L 滑	り貯
																	(建築基準	(昭和2	40号) 月	以下	4の項	建築基注	という。	車修理.	を含む。)、危険物の貯
																40	F	三	紙	45	_	140	_	重	(°
		(略)														1件につき	336, 700 ⊞	法施行規則(昭和25年	建設省令第40号)別紙	の表の用途 (以下この	項から40の4の項まで	において「建築基準法	上の用途」という。)が	工場(自動車修理工場	を含む
		(略) (略)	(1) 標準入力法等による	基準(建築物エネルギ	一消費性能基準等を定	める省令(平成28年経	済産業省・国土交通省	令第1号。以下この項、	41の頃及び43の頃にお	いて「基準省令」とい	う。)第1条第1項第1	号イの基準をいう。43	の頃において同じ。)に	適合するかどうかの判	定を行う場合	ア 床面積が300平方メ 1 件につ	ートル以上2,000平方   336,700日	メートル未満のとき。   法施行規	建設省令	の表の用途	項から40の	」といまい	上の用途	工場 (目	
	_	<b>単</b> )	建築物 (1) 標準入力法等による	エネル 基準 (建築物エネルギ	ギー消 一消費性能基準等を定	費性能 める省令(平成28年経	適合性 済産業省・国土交通省	判定手 令第1号。以下この項、	数料 41の項及び43の項にお	いて「基準省令」とい	う。)第1条第1項第1	号イの基準をいう。43	の頃において同じ。)に	適合するかどうかの判	定を行う場合	床面積が300平方メ				の表の用途	項から40の	」といはと	上の用途	工場(自	を合む
に寄与す るもので めること について の認定の 申請に対 する審査	-	(器)	(1)							律 第 53 いて「基準省令」とい	号)第12 う。)第1条第1項第1	条第1項 号イの基準をいう。43	又は第13 の項において同じ。)に		の規定に 定を行う場合 定を行う場合	床面積が300平方メ			費性能適	合性判定	項から40の	」といない	上の用途	日)	<u> </u>

蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖 場若しくは養殖場、倉	庫業を営む倉庫、倉庫 **を冷せない、今庫 知	音場、汚物処理場、ご	み焼却場その他の処理	施設(以下「工場等」	という。)の場合にあっ	ては、47,600円)	1 件につき	476,500円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	99,900円)	1 件につき	584,700円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、		689,400円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	174,900円)	1 件につき	785,200円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	214, 100円)	
							イ 床面積が2,000平方	メートル以上5,000平	カメートル未満のと	ħŮ.		ウ 床面積が5,000平方	メートル以上10,000	平方メートル未満の	° М Ч	エ 床面積が10,000平	カメートル以上	25,000平方メートル	未満のとき。		オ 床面積が25,000平	カメートル以上のと	n°			(2) モデル建物法による

_																																	
							1 体につき	139, 200円 (建築基準	決 Fの用涂が工場等の	アリンに付き上分にい 本のアゼヘトな	١	42,800円)	1 件につき	219,500円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	94,000円)	1 体につき	283,700円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	136,800円)	1 件につき	339,000円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	167,700円)	1 体につき	396, 200円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	205,800円)	
基準(基準省令第1条	第1項第1号ロの基準	をいう。43の頃におい	て同じ。)に適合するか	日 パリ を外系の される	とうかの判定を行う場	<b>√</b> □	ア 床面積が300平方					4	イ 床面積が2,000平方	メートル以上5,000平	カメートル未満のと	ů tů		ウ 床面積が5,000平方	メートル以上10,000	平方メートル未満の			エ 床面積が10,000平	カメートル以上	25,000平方メートル	未満のとき。		オ 床面積が25,000平	カメートル以上のと				計画が (1) 床面籍の歯詰か1.
																																	40

増加をしようとする床 面積に応じて40の2の 項の(1)と同じ方法で	算出した額とする。た だし、その床面積が300 平方メートル未満のと	きは、211,800円 (建築基準法上の用途が工場等の場合にあって	(1、29, 700円) とする。 増加をしようとする床 面積に応じて40の2の 項の(2) と同じ方法で	算出した額とする。た だし、その床面積が300 平方メートル未満のと きは、86,800円 (建築 基準法上の用途が工場 等の場合にあっては、 26,200円)とする。	1 件につき 168,400円 (建築基準 法上の用途が工場等の 場 合 に あ っ て は、 23,800円)
<ul><li>うとする場合</li><li>ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う</li></ul>	2000年		イ モデル建物法によ る基準に適合するか どうかの判定を行う	440	<ul> <li>(2) その他の場合</li> <li>ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</li> <li>(7) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル以上2,000平方メート</li> <li>(4) 床面積が2,000平方米ートル表満のとき。</li> </ul>
風とりる。 と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	消費 能適合 在判定	手数粒		,	
112344555 <t< td=""><td>法律第12 条第2項 又は第13</td><td>条第3項 の規定に 基づく建</td><td>発えるカイナーが発生の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対</td><td></td><td></td></t<>	法律第12 条第2項 又は第13	条第3項 の規定に 基づく建	発えるカイナーが発生の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		
6 m					

238, 300円(建築基準 法上の用途が工場等の	場合にあっては、	20,000円)	1 件につみ	292, 400円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	71,700円)	1 体につゆ	344,700円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	87,500円)	1 件につみ	392,600円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	107, 100円)					1 件につき	69,600円 (建築基準法	上の用途が工場等の場	合にあっては、21,400	1 件につみ	109,800円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、
カメートル以上 5,000平方メートル	未満のとき。		(ウ) 床面積が5,000平	カメートル以上	10,000平方メート	ル末浦のとき。		(エ) 床面積が10,000	本方メートル以上 (3)	25,000平方メート	ル末浦のとき。		(4) 床面積が25,000	平方メートル以上	。 か り り い	~		イ モデル建物法によ	る基準に適合するか	どうかの判定を行う	場合	(7) 床面積が300平方	メートル以上2,000 (6		<b>のと</b> は。	(イ) 床面積が2,000平	カメートル以上	5,000平方メート	ル末浦のとき。

1件につき 141,900円 (建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあっては、 68,400円) 1件につき 169,500円 (建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあっては、 83,900円) 1件につき 場合にあっては、 83,900円) 1件につき 198,100円 (建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあっては、	1件につき 168,400円 (建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあっては、 23,800円) 1件につき 238,300円 (建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあっては、 50,000円) 1件につき 場合にあっては、 50,000円)
(ウ) 床面積が5,000平 カメートル以上 10,000平方メート ル未満のとき。 (エ) 床面積が10,000 平方メートル以上 25,000平方メート ル未満のとき。 (オ) 床面積が25,000 平方メートル以上 のとき。	(1) 標準入力法等による 基準に適合するかどう かの判定を行う場合 ア 床面積が300平方メ ートル以上2,000平方 メートル以上5,000平方 メートル以上5,000平方 オートル以上5,000平方 カメートル未満のとき。 ち。 ウ 床面積が5,000平方 オートル以上10,000平方 オートル以上10,000平方 カメートル未満のと。 ・。
	軽更症交数微脉 计料数当事手
	建ェー能に法規成士令号条に建ネ消施築ネ消の関律則 828 交第(の基築ル費の物化費向す施)年通第第規づ物ギ性計のギ性上る行平国省 5 11 定くエー能面
	0 6 4

71,700円)	1年につま	344,700円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	87,500円)	1 件につき	392,600円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	107, 100円)				1 件につき	69,600円 (建築基準法	上の用途が工場等の場	合にあっては、21,400	(E	1件につき	109,800円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	47,000円)	1 件につき	141,900円 (建築基準	法上の用途が工場等の	場合にあっては、	68,400円)	1 件につき	169,500円 (建築基準	子 一 の 田 冷 弘 丁 相 祭 の
	工 床面積が10,000半	カメートル以上	25,000平方メートル	未満のとき。		オ 床面積が25,000平	方メートル以上のと	ħŮ.			(2) モデル建物法による	基準に適合するかどう	かの判定を行う場合	ア 床面積が300平方メ	ートル以上2,000平方	メートル未満のとき。			イ 床面積が2,000平方	メートル以上5,000平	カメートル未満のと	ů.		ウ 床面積が5,000平方	メートル以上10,000	平方メートル未満の	らる。		エ 床面積が10,000平	カメートル以上	1 7 年近000 日6
の軽微な	炎更に関	する証明	書の交付																												

未満のとき。場合にあっては、オ 床面積が25,000平1件につきカメートル以上のと 198,100円 (建築基準法き。上の用途が工場等の場合にあっては、102,900円円中のにあっては、102,900円円日別1件につき、次に掲げる数本名額を合算した額(建立た額(建立た額(建立た額(建立た額)))大本ルギー消費性本語の向上に関する法本館の向上に関する法中部の向上に関する法はおの向上に関する法中部の向上に関する法		
未満のとき。     場合にあっ83,900円)       オ 床面積が25,000平     1件につき 100円(建き。       たメートル以上のと 198,100円(建き。     100円(建きが工台にあっては日本ののでは日本ののは、100円のは、200円のは、200円のは、200円のは、200円のは、200円のは、200円のは、200円のは、200円のは、200円のによりでは、200円のによりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりでは、200円によりによりでは、200円によりによりによりによりでは、200円によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		(8年) (8年) (8年) (8年) (8年) (8年) (8年) (8年)
	<ul><li>(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)</li></ul>	を加えた額) (1) (略) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第 1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準人力法等による基準(基準省令 <u>第10</u> 条第1号ロ(1)の基準をいう。42の頃において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額
<b>建築物の</b> 建築物 エネルギ エネル 一消費性 ボーボル		

							第1号ロ(1)の基準をいう。48の項にお
							いて同じ。)に適合す
							るかどうかの審査を
							行うものについて
							は、次に掲げる額
			ア~カ (略)				トーカ (略)
			(3) 非住宅部分でモデ				(3) 非住宅部分でモデ
			ル建物法による基準				ル建物法による基準
			(基準省令第10条				(基準省令)第8条第
			第1号ロ(2)の基準				1号ロ(3)の基準を
			をいう。42の頃にお				いう。42の項におい
			いて同じ。)に適合す				て同じ。)に適合する
			るかどうかの審査を				かどうかの審査を行
			行うものについて				うものについては、
			は、次に掲げる額				次に掲げる額
			ア~カ (略)				ア〜カ (略)
1)	(略)			)	(略)		
43	建築物の	建築物	1件につき、次に掲げ	43	建築物の	建築物	1件につき、次に掲げ
	エネルギ	<b>ドネル</b>	る額を合算した額		エネルギ	H 大 大	る額を合算した額
	一消費性	ボーボ	(1) • (2) (略)		一消費性	※一柒	(1) • (2) (略)
	能の向上	費性能	(3) 非住宅部分で標準		能の向上	費性能	(3) 非住宅部分で標準
	に関する	基準適	入力法等による基準		に関する	基準適	入力法等による基準
	法律第36	<b>小</b> 認定	に適合するかどうか		法律第36	<b>合認定</b>	(基準省令第1条第
	条第1項	手鬃由	の審査を行うものに		条第1項	手	1項第1号イの基準
	の規定に	数料	ついては、次に掲げ		の規定に	数料	をいう。)に適合する
	基づく建		る額		基づく建		かどうかの審査を行
	築物エネ				築物工水		うものについては、
	ルギー消				アギー消		次に掲げる額
	費性能基		ア~カ (略)		費性能基		アーカ (略)
	準に適合		(4) 非住宅部分でモデ		準に適合		(4) 非住宅部分でモデ
	している		ル建物法による基準		している		ル建物法による基準

	$(6)$ $\bigcirc$ $2$ $\bigcirc$ $(9)$ $(8)$		$(6) \bigcirc 2 \bigcirc (9)$ (略)
ア~カ (器)		アーカ (器)	
次に掲げる額			
うものについては、			
かどうかの審査を行	村	る額	村
をいう。)に適合する	対する審	ついては、次に掲げ	対する審
1項第1号ロの基準	の申請に	の審査を行うものに	の申請に
(基準省令第1条第	旨の認定	に適合するかどうか	旨の認定

**附 則** この条例は、平成29年4月1日から施行する。